

## 「特定秘密保護法」の施行にあたって(声明)

12月10日、「特定秘密保護法」が施行された。昨年12月、自・公政権が国民の声を無視して強引に成立させた「いわくつきの法律」である。退職者連合も「施行に反対し廃止を求める全国署名」を行い、2,617団体の署名を内閣府に提出した。

法律は、特定秘密の指定について、「行政機関の長は、その漏えいがわが国の安全保障に著しい支障を与える恐れがあるため、特に秘匿する必要があるものを特定秘密として指定する」としている。いわゆる、現在すでに秘密にされている日米相互防衛援助協定に伴う「特別防衛秘密」を除く、防衛、外交、「特別有害活動」防止、テロリズム防止に関わる4つを秘密指定の対象としている。

この法律について退職者連合は、国会審議の段階からいくつかの問題を指摘してきた。その最大のもの「国民の知る権利」への侵害である。秘密指定は政府の裁量に委ねられ、安全保障の名がつけばどんな情報でも恣意的に隠ぺいすることが可能であり、国民の「知る権利」を過度に圧迫することになりかねないからである。法律では「これを拡張・解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分配慮しなければならない」とし、報道機関などの取材活動について「法令違反または著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする」としている。しかし「法令違反または著しく不当な方法」であるかどうかは何をもって判断するか。多分に取材される行政側の主観ということになるだろう。秘密の指定や解除に関しては「独立公文書管理監」がチェックするという。それとても政府内に設けられた機関である。国民の視点に立ったチェックなど望むべくもないことは明らかである。

プライバシーに関する問題もある。特定秘密を取り扱うことが想定される公務員や契約業者（民間人）は、「適正評価」によって、犯罪歴、渡航歴、家族の状況、飲酒の節度、精神疾患、借金の状況に至るまで執拗に調査される。「取り扱うことが想定される」だけで、本人はもとより家族や同居人も調査対象となる。外交・防衛などに直接・間接にかかわる民間の産業・企業に働く労働者も、その対象となりうることは言うまでもない。そして、秘密を漏らした者は10年以下の懲役または1000万円以下の罰金、漏えいをそそのかした者にも5年以下の懲役が科せられる。

指定された秘密の有効期間は5年だが、さらに5年の延長が可能であり、内閣の承認を得れば通算して30年以上にすることも可能となる。

そうした多くの問題や懸念が解消されず、国民の理解・納得が得られないまま、安倍政権の横暴によって法律は動き出した。退職者連合は、その運用を監視するとともに、多くの問題を抱える法律の廃止を求め、今後も引き続き運動を展開していく。

2014年12月16日

**退職者連合**